

令和6年4月1日

令和6年度 江戸川区立清新第二中学校 学校経営計画

江戸川区立清新第二中学校 校長 白石 亨

_____アンダーラインの部分が、昨年度に引き続き重視する内容です。

~~~~~波線のアンダーラインの部分は、今年度、特に重視する内容です。

### I 江戸川区が目指す教育

#### 1 江戸川区の教育目標

- (1) 自他を尊重し、人間性豊かで道徳心のある人
- (2) 自ら学び実践し、共に教え合い、育ち合う、個性や創造力豊かな人
- (3) 将来の夢をもち、持てる力を発揮して、進んで社会に貢献できる人

#### 2 えどがわ10年プラン（江戸川区基本構想に基づく教育重点施策）

- 未来を担う人間づくり  
人間性豊かに未来を担う人が育つはつらつとしたまち
- 21世紀にふさわしい学校教育の推進
  - ・子供たちのための学校環境の整備
  - ・生きる力を育む教育の実践
  - ・特別支援教育の充実
  - ・開かれた学校づくり

### II 教育目標 及び 目指す学校像

学校は人としての生き方、在り方の基礎・基本を学ぶ場である。人間尊重の精神を基調として個の伸長を目指すとともに、人とのかかわりを通して豊かな人間性を培うことや、魅力ある教育活動を通して確かな学力の定着と豊かな心の育成を図ることが大切である。そのために、教育の質の一層の向上を目指し、保護者や地域に信頼され、生徒が誇れる学校づくりを推進する。

さらに、地域の学校として、家庭や地域、小学校との連携を図りながら、生徒が楽しく通える学校、保護者・地域に信頼される学校、地域と共に歩む学校づくりを推進する。

#### 【教育目標】

- 豊かな心で互いに敬愛できる人（敬愛）
- 進んで学び深く考える人（知性）
- 健康で明るく自ら鍛える人（健康）
- 責任を重んじ勤労を尊ぶ人（責任）
- 礼儀を重んじ他とよい関係を築く人（礼節）

#### 【目指す学校像】

- 1 生徒たちが楽しく感じ、登校したくなる学校

- 2 3年間の学びの中で生徒の夢や目標をかなえる学校
- 3 家庭・地域と共に歩み、地域コミュニティーの核となる学校

### Ⅲ 中期的目標と方策

#### 1 確かな学びを展開し、学ぶ喜びを実感できる学校づくり

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、さらにそれらの活用を図ることで生徒一人ひとりの思考力・判断力・表現力を育む。
- (2) 生徒の興味・関心に応じた授業を展開するために、教育内容や指導方法を継続的に工夫し、生徒が主体的に学習できる創意ある教育活動を推進する。

#### 2 生徒一人一人の能力を伸長し、豊かな心を育む学校づくり

- (1) 学校の教育活動全体を通じ、教員が生徒一人ひとりと深くかかわり、生徒理解を充実させ、一人ひとりの能力・個性の伸長を目指す。
- (2) 道徳的実践力や豊かな人間性を養い、人間尊重の精神と思いやりの心を育む心の教育を充実させる。
- (3) 学級活動や学校行事等を通じて、人と人との繋がりやかかわりの大切さを認識させ、他者を尊重する態度と自己を肯定する態度を育てる。
- (4) 障がいがあるなしにかかわらず、全ての生徒が将来にわたる共生社会の形成者としての資質・能力を高めるため、インクルーシブル教育システム等の構築を推進する。

#### 3 家庭・地域と共に歩む学校づくり

- (1) 社会の一員としての自己の役割や責任を意識させるとともに、進んで社会に貢献しようとする態度を育てる。
- (2) 家庭や地域の関係諸機関等との連携を強め、学校評価を通じて保護者や地域の要望に応える学校づくりを進める。
- (3) 目指す児童、生徒の姿を地域の小学校と共有し、小学校との交流を促進させながら、9年間の子供の成長を見通した小中連携教育を推進する。
- (4) 生徒一人ひとりの個性や特性等を十分に把握し、また家庭・地域・関係諸機関等との連携・協力体制を充実させ、不登校やいじめのない学校づくりに取り組む。特に不登校については学校全体で組織的に取り組む。
- (5) 発災の際、本校が地域の方々の避難所の指定を受けていることを踏まえ、生徒に対する防災教育を充実させるとともに、地域と連携・協力しながらの防災への取組を検討・推進する。

### Ⅳ 今年度の取組目標と方策

#### 1 学習指導の充実

- (1) 令和3年度より全面実施となった学習指導要領の改訂も本年で4年目を迎える。については教員一人ひとりが学習指導要領の主旨や内容を一層理解・実践し、各教科

において「主体的・対話的な深い学び」「見通しを立てたり、振り返ったりする学び」「ICTを積極的に活用した学び」等を一層積極的に反映させた授業づくりに取り組み、生徒の学力の一層の定着・向上に努める。

- (2) 学習評価の観点(国語5観点)から3観点の「知識及び技能」「思考・判断・表現」「学びに向かう力・人間力」に変更された趣旨を十分に理解し、教員個々は勿論のこと学校全体として3観点を評価の主旨を一層生かし、生徒にフィードバックできる評価を充実させていく。
- (3) 区の方針に基づきながら実施している「朝読書」が「総合的な学習」に換算されているモジュールであることを踏まえ、週の総合的な学習の時間が十分に確保されている現状を鑑み、総合的な学習の時間の余剰の枠の時間帯を活用して、各教科の授業を組み込み、通常各教科の授業時数の確保等に努める。
- (4) 音楽、美術、技術・家庭の指導を充実させ、芸術作品に触れる機会やものづくりの活動を通して、感性を磨き、豊かな情操を養う。
- (5) スポーツテスト・体力調査等の結果を踏まえ、通常の保健体育の授業はもちろん、マラソン大会(校内行事)や部活動等での指導を工夫し、学校全体としての体育的技術の向上や体力の増強を図る。
- (6) 教育活動全体を通して、学力の基礎となる「読む」「書く」「話す」「聞く」等の言語能力の伸張を図り、思考力、判断力、表現力やコミュニケーション能力についても指導の充実を努める。
- (7) 夏季休業中等の長期休業中の補習教室を全学年で実施し、また定期考査前にはスタンディーウィークを設定し、学校全体としての統一的な補習体制を構築し、基礎・基本の学力の定着に努める。
- (8) 文部科学省の唱えるGIGAスクール構想に基づき、江戸川区から生徒一人一台ずつのICT端末(iPadタブレット等)が配布されて4年目を迎えるが、教育委員会と連携を図りながら、端末機器を活用していくための運用方法・活用方法・ルール等を一層整備する。特に情報モラルを高める指導体制・指導方法等を充実させる。  
またICT環境の整備は手段であり目的ではないことに留意し、「iPadタブレット端末の効果的な活用」を生徒の学びを深める手立てとして「一斉学習」「個別学習」「協働学習」「家庭学習」等での具体的かつ効果的な活用について研究を推進する。  
特別支援教育においても、「発語や話すことに課題がある生徒での活用」「読み書きに困難さがある場面での活用」「ルール・手順・見通しに関する場面での活用」「できごとの整理や自己コントロール場面での活用」「大切な話を聴く場面での活用」等、iPadタブレット端末の自立活動における効果的な活用について研究を一層推進する。
- (9) 令和6年度は、令和4年度より開始された江戸川区教育委員会の施策である「外部事業者(学習塾講師)を導入しての放課後補習教室」の取組を一層活用し、生徒個々

の学力の状況を詳細に分析し、基礎学力の定着が不十分な生徒に対して「数学」「英語」の2つの教科を中心とする「放課後補習教室」を実施し、基礎学力の向上を図る。

(10) 先述の「数学」「英語」は勿論のこと、すべての9教科においても、全国学力調査・東京都学力調査、また本年度より新規に導入される江戸川区教育委員会による学力調査を活用し、生徒の学力・学習状況を詳細に分析して、学力の定着が十分ではない生徒への具体的な支援の手立てを検討し、具体的な方策を用いて学力の向上に努める。

(11) 本校で長年取り組んでいるKGP（家庭学習プロジェクト）の充実を一層推進し、今年度も、その取組の優秀者を学期に一回、終業式・修了式等で表彰し、生徒の学習に対するモチベーションを高めながら一層の家庭学習の定着を図る。

(12) 学習指導要領による「特別の教科 道徳」の全面実施を受け、道徳の授業時間数を確保することは勿論のこと、昨年度、全教員で取り組んだ「特別の教科 道徳」の研究成果を活用し、道徳授業の教材研究や指導の工夫等を一層図るとともに評価内容・方法等を検討して確立させ、学校全体として道徳教育の充実を図る。

(13) 今年度の校内研修の主題（テーマ）を「自ら学び、自ら発信する生徒」と題し、全校体制で取り組んでいく。

全教員が教科指導の中で、生徒が自主自学する小単元（学習内容の一部でも可）を設定し、生徒自身が自分にあった手法で新たな学習内容部分を調べて学ぶ場面をつくる（個別最適化の学び実践）。そして仲間と協力して学習内容をまとめながら深めて発信（発表）する場面をつくる（協働的な学びの実践）。これらの取組から、生徒個々が自らの学習方法で課題に挑む意欲や実践力等を養う。

学年末に、各教員が取り組んだ指導内容等をまとめて、研究紀要とする。

## 2 生活指導の充実

(1) 令和6年度は、令和4年度より取り組んでいる「校則の全面的な見直し」の成果を適切に履行し実践する。そして見直しの結果や影響等を詳細に把握して検証する。その際、必要性がある場合には再度、校則を見直し、一層の緩和・改善を推進し、生徒が暮らしやすい学校環境に整備していく。

(2) 落ち着いている本校の生活指導の状況に甘んじることなく、常に危機意識をもち、生活指導の基盤を全教員で共有し、統一性・一貫性ある生活指導を徹底する。

(3) 教員一人ひとりが学級経営能力や生徒理解力・指導力を高め、差別やいじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、いじめの根絶を目指す。

(4) 全生徒を対象とする「相談期間」を設け、生徒理解を深めるとともに、いじめや不登校等の問題解決のために養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関と連携した組織的な対応を図る。

(5) 不登校生徒の増加が本校の大きな課題であり（令和6年3月時点で不登校生徒の出現率は約8%）、学校全体としての組織的な対応の一層の強化を図る。

具体的には、

- ① 江戸川区教育委員から指導されている「ハイパーQ U」を効果的に活用し、5月中旬以降のクラスの人間関係の状況を詳細に分析し、孤立しがちな生徒等を職員会議で全教職員が把握し、情報を共有しながらその支援方法等を検討する。不登校を出さない、不登校にさせない等の予防的な措置を重視して実践する。
- ② 令和5年度より取り組んでいる本校独自の「不登校生徒 家庭との連絡個票」を令和6年度も継続し、その活用を図る。不登校生徒一人ひとりに対する、学校からの働きかけである電話連絡・家庭訪問・個別面談・外部機関への働きかけ等の記録を明確に残し、常に不登校生徒へかかわりを強く保持できるように努める。不登校生・保護者等を孤立させずに、学校及び関係機関との繋がりを重視する取組を推進する。
- ③ 不登校生徒については、別室指導員を加えながらエンカレッジルーム（特別支援教室）の活用を図る。不登校生徒がエンカレッジルームを活用する際のルールやシステム等を明確化して、その効果的な運用を図りながら教室への復帰を粘り強く支援していく。

(6) あいさつ運動を推進し、さわやかな声が響きあう言語環境づくりを一層進める。  
特に教員から積極的にあいさつを行い、教員と生徒間・生徒同士・保護者や来客等へのあいさつがしっかりとできることを習慣化する。あいさつが響き合う学校づくりを推進する。

- (7) 江戸川区教育委員会からの「SNSえどたぶルール」を踏まえた上で、清新第二中学校SNSルールを策定し、生徒に対してスマートフォン・携帯電話やインターネット等の利用の在り方やルール等を十分に指導していく。また各家庭においても、保護者の理解・協力を得ながら「SNS家庭ルール」を策定してもい、親子で一緒にSNS等の利用について話し合う機会をもってもらおう。
- (8) 令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、「2類相当」から「5類」に移行したことを踏まえ、令和6年4月より、給食の指導や給食の食べ方等についてはコロナ禍前の状態に戻す。班ごとの会食を認め、食事中の会話も認めるなど、以前の通常の状態に戻す。

### 3 特別活動・特色ある活動の充実

- (1) 朝読書の一層の定着を図り、創意ある読書活動の推進を図る。
- (2) 区教委から示された部活動の運営方針を踏まえ、各部活動が「活動計画書」「活動実績書」を適切に作成し計画的・効率的に活動を行い、生徒の特性や個性を伸長させる。
- (3) 部活動については、保護者からの部活動に対する高い期待や活動の現状等を真摯に受け止め、部活動にかかわる負担を全教職員が公平に分担して担い、生徒・保護者の期待に応えるようにする。

今後の部活動の地域移行については、区の方針等に沿いながら対応していく。

- (4) 令和6年度は、地震や台風等の自然災害を想定し、学校・生徒・保護者・地域が連携して、地域一体型の防災体制を協議し、可能な範囲で地域の小学生の参加も促しながら総合的な防災訓練を実施する。訓練をととして生徒に防災の大切さを認識させるとともに、地域の一員である自覚を深めさせ、自助・共助・公助の必要性や大切さを理解させる。

総合的な防災訓練を実施する中で、地域の避難所としての学校の役割を整備していく。

#### 4 特別支援教育の充実

- (1) 令和6年度より、本校の特別支援教室拠点校 巡回指導の運営システムを見直し、今までの拠点校から兼務校に赴く派遣型から、兼務校（派遣先）への「直行・直帰」型へとシステムを改める。このことにより、兼務校の教員とのコミュニケーションを一層深め、対象生徒にかかわる情報等を共有する中で、個別指導の充実に資するように取り組む。また「直行・直帰」型にすることで、今までよりも個別指導の授業時数を多く確保し、生徒とのかかわる時間を多くもつことで、一層生徒の自立活動を促し、所属クラスでの適応力等高めさせながら、個別指導を終了して教室復帰を促す。
- (2) 本校が「清新第二中学校グループ」における特別支援教室巡回指導拠点校であることを踏まえ、葛西第三中学校・南葛西中学校・南葛西第二中学校・東葛西中学校・清新第一中学校の5校と連携して協力体制を強化する。個に応じた適切な巡回指導を行うとともに、在籍学級の担任と連携・協力して学級内の受入れ態勢を整える。
- (3) 本校が特別支援教室の巡回指導拠点校であることを踏まえ、巡回指導担当教員のその専門性及びノウハウ等を生かして、情緒障害、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの障害のある生徒の「困難さ」等を理解し、全ての教員が特別支援教育に関する知識や配慮事項等の正しい認識を深め、組織的に対応できる力を高める。
- (4) 特別支援教育の視点を生かしたユニバーサルデザインの考えに基づく授業づくり・学級経営を通常学級においても推進する。授業においては「学習のねらい等の焦点化」「展開の構造化」「スモールステップ化」「視覚化」「学習の動作化・作業化」「共有化」等に取り組む。学級経営においては「安心できる居場所のある学級」「一人ひとりの違いが認め合える学級」「生活のルール・学習のルールが明確な学級」「全員が活躍できる学級」等を推進していく。
- (5) 旧せいに学級におけるエンカレッジルーム（特別支援教室）の一層の環境整備に努めるとともに、エンカレッジルームの活用方法及び生徒への支援体制を整え、特別な支援を要する生徒の自立活動を促し、在籍学級で充実した学校生活を送れるように継続的に支援する。
- (6) 通常学級に内在している特別な支援を必要とする生徒については、都の巡回心理士、

スクールカウンセラー、学級担任、特別支援教育専門員等も交えながら、その生徒の状況を適切に把握し、巡回指導に繋がるように対応していく。

## 5 学校運営全般

- (1) 国・都・区等より示されている「教員の働き方改革」の方針等を踏まえ、一層学校行事を精選するとともに、学校事務の効率化を図る。また一部の教員に負担が集中し過ぎないように、分掌を多くの教員が分担して担い、教員の負担軽減を推進していく。

特に問題行動等が発生した場合は、担任だけに負担がかからぬよう、学年及び学校全体として組織的な対応を図る。

- (2) 家庭・地域の一層の理解・協力を得るため、保護者や地域の方々に教育活動を公開する機会を多く設定する。特に学校ホームページの更新体制を充実させ、学校からの情報発信を定期的に行い、学校、家庭、地域の相互信頼関係を深める。ホームページの作成には多くの教員が直接かわりをもつように努め、全教職員で作成していく。

- (3) 令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症の位置付けが「2類相当」から「5類」に緩和されたことを踏まえ、生徒及び教職員が地域のお祭りなどの地域行事やボランティア活動等に積極的に参加することを促し、学校、保護者、地域が相互に連携・協力する教育活動を一層推進する。

- (4) 小中連携教育の推進においては、臨海小及び清新ふたば小との授業や行事等での積極的な交流を図り、相互理解を深め、昨年度の小中連携教育プログラムに改善を加えながら、連携教育を一層推進する。

- (5) iPad タブレット端末に教材等をアップする際には、当該教員とは別の教員が1名以上、アップする内容を確認する（生徒の個人情報が含まれていないか確認する）。またアップする際には、その内容を各学年に設置した記録簿に記載し、責任者の所在を明らかにする。**

- (6) 年3回の悉皆の服務事故防止研修を実施し、教育公務員として服務規律を遵守し、生徒・保護者・地域からの信頼を得られるように服務の厳正に努める。

体罰や不適切な指導等の防止については、「生徒対象のアンケート調査の実施」「教員からの聴取調査」を実施し、その予防及び対応を充実させる。

**また「生徒の個人情報の管理」等については、特に事故防止の重点項目として取り上げ、私物のUSBメモリ等の記録媒体は校内に持ち込まない、使用しないを徹底し、校外に個人情報を持ち出さないように管理の徹底を図る。**

**どうしても個人情報（紙媒体及び電子媒体）を持ち出す必要がある際には、管理職の許可を得て、記録簿等に明確に記載し、また校内に戻す際には報告する。**

- (7) 校内文書決済システムを明確化し、事業を担当する教職員は起案文書を作成し、管理職からの承認・決済を受ける。学校外へ発出する文書は**必ず学校長名の文書**となり、決済を受けることを徹底する。